広島市東区民文化センター
指定管理者　応募要領

令和元年７月

広　島　市（市民局）

≪　目　　次　≫

1　指定管理者の募集の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

2　施設の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

3　指定期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

4　指定管理者が行う業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
⑴　業務の範囲
⑵　自主事業の実施
⑶　利用促進の取組
⑷　留意事項

5　管理の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
⑴　休館日
⑵　開館時間
⑶　入館の制限
⑷　使用の制限
⑸　関係法令等の遵守
⑹　開館日の拡大や開館時間の延長の提案

6　指定管理料に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
⑴　指定管理料の上限額
⑵　前納利用料金
⑶　指定管理料の支払方法
⑷　利用料金の取扱い

7　指定の取消し等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4

8　申請資格等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
⑴　基本的事項
⑵　選定基準
⑶　欠格事項
⑷　法定雇用障害者数を達成していない申請者が提出する書類
⑸　障害者雇用状況報告書等の提出
⑹　事業所調書兼実体調査同意書の提出

９　応募要領の配布時期、説明会等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６
⑴　スケジュール
⑵　応募要領の配布期間、場所等
⑶　説明会の開催日時、場所等
⑷　質問の受付
⑸　申請書の受付

10　提出書類・提出部数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８

11　管理運営に関する収支計画書の開封・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８
⑴　開封日
⑵　開封場所
⑶　実施方法

12　その他留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８

13　審査及び選定に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９
⑴　審査方法等
⑵　仮協定・協定の締結
⑶　評価方法
⑷　選定審査対象からの除外
⑸　審査結果の通知及び公表
⑹　その他

14　指定管理者の履行責任等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10
⑴　指定管理者の履行責任に関する事項
⑵　管理の継続が困難になった場合における措置に関する事項

別紙１　提出書類一覧

別紙２　広島市区民文化センター指定管理者評価基準

様式１　指定申請書（単独団体用）

様式２　指定申請書（ジョイント方式により構成された団体用）

様式３　ジョイント方式により構成された団体の構成員名簿兼委任状

様式４　管理運営に関する事業計画書

様式５　自主事業に係る事業計画書

様式６及び様式６別紙　管理運営の収支計画書及び内訳書

様式７　広島市が推進すべき施策に関する報告書

様式８　団体の概要

様式９　役員名簿

様式１０　障害者雇用状況報告書（報告義務のない団体用）

様式１１　障害者雇用計画書

様式１２　宣誓書

様式１３　申請関係質問票

様式１４　応募説明会参加申込書

様式１５　辞退届

様式１６　委任状

様式１７　事業所調書兼実体調査同意書

様式１８　指定管理実績調書

広島市東区民文化センター指定管理者応募要領

１　指定管理者の募集の趣旨

これまでは、公の施設の管理を自治体が外部に委ねる場合は、相手先が地方自治体の出資法人や公共的団体などに限られていましたが、指定管理者制度の導入（平成１５年９月改正地方自治法施行）により、議会の議決を経て指定された民間事業者を含む幅広い団体（指定管理者）に当該施設の管理を委ねることができるようになりました。

今般、広島市東区民文化センター（以下「東区民文化センター」という。）の指定期間が令和２年３月３１日で終了することに伴い、指定管理者候補の選定にあたり広く事業者を公募し、管理運営について創意工夫のある提案を募集します。

２　施設の概要

区民文化センターは、地域連帯意識の高揚と地域文化の振興を図ることを目的に、集会、レクリエーション、文化、教養などの活動に利用できる多目的地域総合施設として、行政区単位に設置しています。

東区民文化センターは、広島市立東区図書館との複合施設です。

また、東区民文化センターの財産（土地・建物）の所管課は、東区地域起こし推進課です。

⑴　名　　称　　広島市東区民文化センター
⑵　所 在 地　　広島市東区東蟹屋町 10 番 31 号
⑶　建物構造　　鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造・鉄骨鉄筋造）地下１階地上３階建
⑷　敷地面積　　5,870.49 ㎡
⑸　延床面積　　4,481.63 ㎡
⑹　施設内容

室名	面積	収容人員
ホール	間　口 12m 高　さ 7m 奥　行 8m	人 544 ｵｰｹｽﾄﾗﾋﾟｯﾄ使用時 504
ｽﾀｼﾞｵ１（小ﾎｰﾙ）	間　口 8m 高　さ 7m 奥　行 4m	141
ｽﾀｼﾞｵ２（ｵｰﾌﾟﾝｽﾃｰｼﾞ）	100 ㎡	80
ｵｰﾌﾟﾝﾌﾟﾗｻﾞ(中庭)	195 ㎡	
ギャラリー	170 ㎡ 17m×10m	
練習室	80 ㎡	40
大会議室	90 ㎡	81
中会議室	68 ㎡	54
小会議室	34 ㎡	14

室名	面積	収容人員
美術工芸室	75 ㎡	人 36
工作実習室	75 ㎡	36
音楽室	90 ㎡	50
大広間	149 ㎡ (48 畳)	70
和室	61 ㎡ (4.5+8 畳)	30
娯楽室	28 ㎡ (10 畳)	20
児童室	57 ㎡	40

付帯施設：広島市立東区図書館、喫茶

⑺ 駐 車 場　　４０台（身体障害者用３台を含む。）
⑻ 開 館 日　　昭和５９年５月１２日
⑼ 交　通　　・広島駅新幹線口から徒歩１０分
・広電バス　府中行（広島駅経由）　東区役所前バス停下車
・広島バス　東浄団地、上温品・小河原車庫行（広島駅経由）　愛宕町バス停下車　徒歩５分
⑽ そ の 他　　東区民文化センターは、広島市地域防災計画の中で、災害時に開設される避難場所の候補施設として選定されています。
※　施設の詳細な概要については、ホームページを参照して下さい。

３　指定期間

令和２年４月１日から令和７年３月３１日までの５年間とします。

４　指定管理者が行う業務

⑴ 業務の範囲
ア　区民文化センターの使用の許可に関すること（「緊急の場合（避難場所の開設等）は許可を取り消す。」などの条件を付す。）
イ　区民文化センターへの入館の制限に関すること
ウ　区民文化センターの特別設備の設置の許可に関すること
エ　区民文化センターの施設及び設備の維持管理に関すること
オ　その他市長が定める業務
⑵ 自主事業の実施
指定管理者は、事前に広島市の承認を得て、施設を活用し自主事業を実施することができます。
ア　物販事業（自動販売機、公衆電話等の設置）
施設利用者の便に供することを目的とし、飲料等の自動販売機等を設置し運営することができます（行政財産の目的外使用となることから、市への使用料の納付が必要となります。）。
イ　その他施設の利用促進及び施設利用者の利便を図る事業
⑶ 利用促進の取組
東区民文化センターの利用促進を図るため、広島市が設定している以下の基準値を達成するための利用促進策を提案してください。
【広島市の基準値】　東区民文化センターの年間利用率　６３．３％
※　年間利用率の考え方
・ ホール：利用回数（区分）／３回（午前・午後・夜間）×開館日数
・ 諸　室：利用回数（区分）／３回（３時間を１単位とする）×施設数×開館日数
⑷ 留意事項
ア　業務内容の詳細は、「広島市東区民文化センター指定管理業務仕様書」を参照してください。
イ　管理業務を一括して第三者に委託することはできません。ただし、管理業務の一部を専門業者等に委託する場合は、広島市の承認を受けるとともに、業務内容を報告させ、完了確認を行い、その結果について、広島市に他の報告書とあわせて提出してください。

ウ　指定期間終了後の引継業務

指定期間が終了するに当たって、新たに指定管理者が指定された場合は、業務内容等を引き継いでください。

５　管理の基準

⑴　休館日

・　月曜日（その日が８月６日に当たるときは、その日を除く。）。ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に当たるときは、その直後の休日でない日

・　１２月２９日から翌年１月３日まで

⑵　開館時間

午前９時から午後９時まで

⑶　入館の制限

広島市区民文化センター条例（昭和58年広島市条例第5号。以下「条例」という。）第５条の規定に該当する者に対し、入館を拒み、又は退館を命ずることができます。

⑷　使用の制限

ア　条例第４条の規定に該当するときは、施設及びその附属設備の使用の許可をしません。

イ　条例第８条の規定に該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用者に対し、使用の制限、使用の停止若しくは退去を命ずることができます。

⑸　関係法令等の遵守

地方自治法、消防法、労働基準法、建築基準法、広島市区民文化センター条例、広島市区民文化センター条例施行規則、広島市個人情報保護条例、その他関係法令等を遵守してください。

⑹　開館日の拡大や開館時間の延長の提案

申請者は、利用者へのサービス向上のため必要があれば、開館日の拡大や開館時間の延長について提案をすることができます。

なお、広島市において必要があると判断したときは、休館日や開館時間を変更することがあります。

６　指定管理料に関する事項

東区民文化センターの管理については、地方自治法第２４４条の２第８項により、利用料金を指定管理者の自らの収入として収受する「利用料金制」を採用します。指定管理者は、利用者が支払う利用料金及び市が支払う施設運営に要する経費（以下「指定管理料」という。）をもって施設を運営します。

⑴　指定管理料の上限額

広島市が支払う指定管理料（５年分）の上限額は、**２億９，１６１万８千円**（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とします。

上記の指定管理料の上限額は、消費税率１０％適用の場合の額です。

なお、指定期間中の消費税率が引上げられた場合は、指定管理料を増額するなどの適切な措置を講じます。

申請者は、下記①及び②を積算し、必要な指定管理料を提案してください。

積算額	内　　訳
① 管理運営経費（支出）	施設の維持管理・運営業務に伴う指定管理者の人件費、管理費（光熱水費、修繕料、保守管理費等）など
② 利用料金等収入（収入）	利用料金、前納利用料金

⑵　前納利用料金

前納利用料金とは、現在の指定管理者が収納した次期指定期間の施設等の使用に係る利用料金のことで、この前納利用料金は、現在の指定管理者から令和２年４月１日以降、次期指定管理者に引き継ぎます。また、次期指定期間の最終年度に収納した前納利用料金は新しい指定管理者に引き継ぎます。

令和２年度及び令和６年度の収支計画書を作成するに当たっては、これを考慮した上で利用料金収入を算定してください。

⑶　指定管理料の支払方法

指定管理料は、原則、前金払とします。なお、指定管理者の申出により、指定管理料を概算払とすることができます。

広島市から指定管理者への支払は、毎月払とします。

⑷　利用料金の取扱い

ア　設定

利用料金の額は、広島市が条例で定める金額の範囲において、指定管理者が市長の承認を得て決定することになります。

イ　減免

指定管理者は、市長の承認を受けて定める基準により、利用料金を減免又は返還することができます。

７　指定の取消し等

広島市は、指定管理者が次のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。

⑴　条例、規則等に違反したとき。

⑵　業務に際し不正行為があったとき。

⑶　広島市に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。

⑷　条例第１３条第２項に定める基準に適合しなくなったとき。

⑸　指定管理者の申請の際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき。

⑹　別記「広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針（指定管理者関係分抜粋)」に定める暴力団、暴力団員、県公安委員会公表者又は暴力団密接関係者に該当（役員が該当する場合を含む。以下「暴力団等」という。）することが判明したとき。

⑺　その他指定管理者に業務を行わせておくことが不可能、困難又は社会通念上不適当と広島市が判断したとき。

８　申請資格等

⑴　基本的事項

申請者は、法人その他の団体とし、法人格を問いません（株式会社、任意団体等の組織の形態を問いません。個人は申請資格を有しません。）。

ア　複数の団体による共同申請

ジョイント方式により構成された団体は、構成員の中から代表となる団体を定めてください。なお、申請日以後の代表団体及び構成員の変更は原則として認めません。

当該ジョイント方式より構成された団体の構成員は、別のジョイント方式により構成された団体の構成員となり、又は、単独で申請することはできません。

イ　新たな法人の設立

新たな法人を設立する場合は、その法人を申請者としてください。申請時に設立されていない場合でも申請できることとしますが、仮協定書締結までに、登記事項証明書又は法務局登記官の受領書その他これらに準ずる書類を提出してください。

⑵　選定基準

申請者は申請に当たり、次に掲げる基準のすべてに適合する必要があります。

ア　市民の平等な東区民文化センターの使用が確保できること。

イ　事業計画書の内容が、東区民文化センターの設置の目的を効果的に達成し、かつ、その管理に要する経費を縮減できるものであること。

ウ　事業計画書に沿った東区民文化センターの管理を安定して行う能力を有していると認められること。

⑶　欠格事項

申請者が申請日において、次のアからオまでのいずれかに該当する場合は、選定の対象外とします。

ア　広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当している場合

イ　広島市税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している場合

ウ　労働基準法等労働者使用関連法令に違反し、極めて重大な社会的影響を及ぼしている場合

エ　障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率が達成されておらず、かつ、障害者雇用納付金も滞納している場合

オ　広島市が設置する公の施設の指定管理者として指定を受けたが、その指定を取り消され、当該処分の日から２年を経過しない場合（ただし、不可抗力による場合を除く。）

（※）　ジョイント方式により構成された団体の場合は、団体を構成する会社等のうち１社でも欠格事項に該当するときは、当該ジョイント団体は選定の対象外とします。

（※）　暴力団等は、欠格事項アにより選定の対象外となります。また、暴力団等に該当しないか確認するため、申請者の役員の氏名等に係る情報を関係する官公庁へ提供します。

⑷　法定雇用障害者数（注１）を達成していない申請者が提出する書類

申請者が、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定める障害者雇用状況報告書の作成時点（６月１日）において、法定雇用障害者数を達成していない場合は、障害者雇用計画書（様式１１。注２）を提出し、同計画に基づき確実に障害者を雇用してください。

法定雇用障害者数を達成していないにもかかわらず、障害者雇用計画書を提出しない場合、又は提出された障害者雇用計画書の内容が著しく不適当であると広島市が認めた場合は、選定の対象外とします。

指定管理者の指定を受けた後は、業務実施報告（月例報告）等により障害者の雇用状況を報告していただきます。また、法定雇用障害者数の達成状況等を市議会に報告するとともに、広島市ホームページにて公表します。

なお、障害者雇用計画を達成していない場合は、理由書等の提出を求め、指導を行います。

（注１）「法定雇用障害者数」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律第 43 条第１項に基づき算出されたものをいう。

（注２）障害者雇用計画書は、その終期までに法定雇用障害者数を達成するよう作成してください。

⑸　障害者雇用状況報告書（様式１０）等の提出

公共職業安定所に障害者雇用状況報告書の提出義務のない申請者で障害者を雇用している場合は様式１０を提出してください。また、障害者を常用雇用していることを確認することができる書類（健康保険証の写し等及び身体障害者手帳等）を提出してください。

（※）　障害者を常用雇用していることを確認できる書類に住所及び生年月日が記載されている場合は、当該部分を黒塗りしてください。

⑹　事業所調書兼実体調査同意書の提出

事業活動の実体を確認するため、申請者の本店に係る事業所調書兼実体調査同意書（様式１７）を提出してください。「広島市が推進すべき施策に関する報告書（様式７）」で本店が広島市外にあり、広島市内に本店以外のその他の事業所等があると報告した場合は、広島市内の代表的な事業所等に係る事業所調書兼実体調査同意書も提出してください。この様式７では、事業活動を行っている事業所等（本店・支店など）を報告してください。

９　応募要領の配布時期、説明会等

⑴　スケジュール

ア	応募要領の配布	令和元年７月１６日（火）から令和元年９月３０日（月）まで
イ	説明会の開催	令和元年７月２９日（月）　午前１０時から
ウ	質問受付期間	令和元年７月３０日（火）から令和元年８月１３日（火）まで
エ	申請書受付期間	令和元年９月２４日（火）から令和元年９月３０日（月）まで
オ	収支計画書の開封日	令和元年１０月１日（火）
カ	書類審査・面接審査	令和元年１０月中旬～１０月下旬
キ	審査結果の通知	令和元年１１月上旬
ク	仮協定の締結	令和元年１１月中旬
ケ	指定管理者の指定	令和元年１２月下旬
コ	協定の締結	令和２年３月末

⑵　応募要領の配布期間、場所等

応募要領を次のとおり配布します。

配布期間　令和元年７月１６日（火）から令和元年９月３０日（月）まで
午前８時３０分から午後５時１５分まで
ただし、土、日、祝日及び８月６日を除く。

配布場所　市民局文化スポーツ部文化振興課（広島市役所本庁舎２階）及び広島市ホームページ

⑶　説明会の開催日時、場所等

応募要領の説明会を次のとおり開催します。

ア　日　時	令和元年７月２９日（月）　午前１０時から
イ　場　所	JMS アステールプラザ（広島市中区加古町４番１７号）４階　大会議室Ａ
ウ　内　容	①　「応募要領」及び「仕様書」の説明 ※　説明会当日は「応募要領」及び「仕様書」を持参してください。 ② 現地説明会は実施しませんので、応募者が適宜各施設の見学を行ってください。見学方法については、説明会でお知らせします。 ③ 次の要領で参加申込書を提出してください。 ・ 様　　式：別添の応募説明会参加申込書（様式１４） ・ 提出期限：令和元年７月２５日（木）午後５時まで ・ 提 出 先：市民局文化スポーツ部文化振興課 ・ 提出方法：持参、電子メール又はファクシミリ ※　持参の場合は、土、日を除く、午前８時３０分から午後５時１５分までに限り受け付けます。電子メール又はファクシミリの場合は、送信後、担当者に電話連絡してください。 ④ 応募説明会で別途配付する資料がありますので、応募を予定している団体は、応募説明会にできるだけ参加して下さい。 ⑤ 参加人数は各団体３名以内としてください。 ⑥ 東区民文化センターのほか、他の区民文化センターの説明も同時に行います。

⑷　質問の受付

応募要領に関する質問を次のとおり受け付けます。

受付期間　令和元年７月３０日（火）から令和元年８月１３日（火）まで

受付方法　別添の質問書（様式１３）により、市民局文化スポーツ部文化振興課に電話連絡の上、電子メール又はファクシミリで提出してください。

回答予定　令和元年８月２３日（金）までに、広島市ホームページに随時掲載します。

⑸　申請書の受付

申請書を次のとおり受け付けます。

受付期間　令和元年９月２４日（火）から令和元年９月３０日（月）午後５時まで

提出場所　市民局文化スポーツ部文化振興課

提出方法　持参又は郵送

※ 持参の場合は、土、日、祝日を除く午前８時３０分から午後５時１５分まで（最終日は午後５時まで）に限り受付けます。

※ 郵送の場合は、特定記録郵便等とし、令和元年９月３０日（月）午後５時までの必着とします。

※ 電子メール、ＦＡＸでの受付はしません。

10　提出書類・提出部数

提出書類一覧表（別紙１）のとおり

なお、申請者の発行済株式の１００％を保有している親会社（株式会社に限る。）がいる場合は、親会社の財務状況も評価の対象としますので、申請者と同様の財務書類及び団体の概要を記載した書類を提出してください。

※　管理開始後に、本施設の従事者のうち広島市内の在住者の割合を確認するため、従事者名簿とともに市内在住者であることが確認できる書類（運転免許証の写し等）を提出してください。

※　提出書類は、原則Ａ４版とします。

11　管理運営に関する収支計画書の開封

提出書類のうち、管理運営に関する収支計画書（様式６）及び積算内訳書（様式６別紙）については、次のとおり開封します。

⑴　開封日

令和元年１０月１日（火）　午後２時１０分から

⑵　開封場所

広島市役所北庁舎（中区役所）３階第３会議室

⑶　実施方法

ア　開封時には、指定管理料の提案額が上限額の範囲内であるか否かを発表します（各申請団体の提案額は発表しません。）。また、申請者が１団体のみであった場合も同様に行います。

イ　申請者は開封の立会いを希望することができます。ただし、立会者は各申請団体につき１名とします。

12　その他留意事項

⑴　１団体（１グループ）が、この募集において複数の申請をすることはできません。

⑵　申請の際に要する費用は、申請者の負担とします。

⑶　提出された書類の内容は提出後には変更できません。

⑷　必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。

⑸　申請を辞退するときは、辞退届（様式１５）を提出してください。ただし、提出された書類は、理由の如何にかかわらず返却しません。

⑹　本市が提供する資料は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。また、この検討の目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させ、又は内容を提示することを禁止します。

⑺　申請団体が応募に当たって、特許権、実用新案権その他法令に基づいて保護されている権利を侵害し、第三者に損害を与えたときは、その責任の一切を申請団体が負うこととします。

⑻　申請書類の著作権は申請者に帰属しますが、広島市が指定管理者候補者の選定の公表等に必要な場合には、広島市は申請書類の著作権を無償で使用できるものとします。

⑼　提出した申請書類は広島市の公文書になるため、広島市情報公開条例に基づく情報公開請求が提出された場合は、原則として請求者に開示されます。

13　審査及び選定に関する事項

⑴　審査方法等

ア　審議会において、提出書類及び面接により審査し、指定管理者として適当であると判断される団体のうちから第１位順位から第３位順位までの候補者を選定します。

イ　応募団体が５団体を超える場合は、審議会で提出書類を審査し５団体を選定（書類審査）した上で、面接審査を行います。書類審査の結果は全ての申請者に対して書面で通知します。

ウ　面接は、１０月中旬から１０月下旬を予定しています。日程、場所等が決まり次第通知します。

エ　面接には、応募団体（ジョイント方式により構成された団体で応募した場合は代表団体）の代表者を含む３名以内（応募団体の職員等に限る。）の出席をお願いします。

オ　代表者に代わり代理人が出席する場合は、代表者の委任状（様式１６）を持参してください。

⑵　仮協定・協定の締結

広島市は、第１位順位の候補者と詳細な項目について協議を行い、協議成立後、仮協定を締結します。広島市議会の議決を経た後に、候補者を指定管理者として指定し、施設管理に関する協定を締結します。

第１位順位の候補者との協議が成立しない場合には、第２位順位、第３位順位の候補者と順次協議を行います。

なお、これらの者が応募要領８⑶に掲げる欠格事項に該当する場合、仮協定は締結しません。

ア　協定は、指定期間を通じての基本的な事項を定めた「基本協定」と、年度ごとの管理経費や事業実施に係る事項等を定めた「年度協定」で構成されます。

イ　指定管理者が協定の締結までに次の事項に該当するときは、仮協定を解除するとともに指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

(ｱ) 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実でないと認められるとき。

(ｲ) 著しく社会的信用を損なう行為等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

(ｳ) 応募要領８⑶に掲げる欠格事項に該当するとき。

⑶　評価方法

広島市で定めた基準（別紙２　広島市区民文化センター指定管理者評価基準）により評価します。

⑷　選定審査対象からの除外

次の要件に該当した場合は、選定審査の対象から除外します。

ア　提出書類に虚偽の記載があった場合

イ　応募要領に違反し、又は著しく逸脱した場合

ウ　提出書類等の提出期限を経過してから提出書類等が提出された場合

エ　申請日以後において応募要領８⑶に掲げる欠格事項に該当した場合

オ　その他不正行為があった場合

⑸　審査結果の通知及び公表

申請者に対し、１１月上旬に通知します。また、審査結果を広島市ホームページへの掲載等により公表します。

⑹　その他

ア　審議会委員及び本市関係職員に対し、本件公募についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合には失格となることがあります。

イ　広島市議会で指定管理者を指定する議案が議決されなかった場合及び否決された場合、候補者が本件に関して支出した費用については、本市は補償しません。

14　指定管理者の履行責任等

⑴　指定管理者の履行責任に関する事項

ア　指定管理者は、施設利用者の被災に対する第１次責任を有し、施設又は施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに広島市に報告しなければなりません。

イ　指定管理者は、実態として管理の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに広島市に報告しなければなりません。

ウ　前記に規定するもののほか、指定管理者の履行責任に関する事項については、協定で定めます。

⑵　管理の継続が困難になった場合における措置に関する事項

ア　指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、広島市は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができます。

この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかった場合には、広島市は、指定管理者の指定を取り消すことができます。

イ　指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合には、広島市は、指定管理者の指定を取り消すことができます。

ウ　前記ア又はイにより、指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は、広島市に生じた損害を賠償しなければなりません。

エ　不可抗力その他広島市又は指定管理者の責めに帰することができない事由により管理の継続が困難となった場合には、広島市と指定管理者は、管理継続の可否について協議します。

オ　前記に規定するもののほか、管理の継続が困難となった場合の措置については、協定で定めます。

○　問い合わせ先

広島市市民局文化スポーツ部文化振興課　熊﨑、黒木
〒730-8586　広島市中区国泰寺町一丁目６番34号
電　話：082-504-2500
ＦＡＸ：082-504-2066
E-mail: bunka@city.hiroshima.lg.jp